

## 特別講演

### 「患者・医療従事者の人権」

九州大学名誉教授

国立ハンセン病資料館

館長 内田 博文



日本の医療体制の特徴としては、開業医ないし私立病院中心、病床数の多さ、長期の入院、少ない医師数などが挙げられている。このような中で、公立病院の統廃合が国によって進められようとしている。広島県府中市は、広島県知事による地方独立行政法人府中市病院機構の認可処分を受けて、2012年4月1日を目途に、府中市立府中北市民病院を廃止し、その病院事業を、府中市病院機構が新たに設立する府中北市民病院に承継させることを表明した。これに対し、府中市の住民らは、府中北市民病院の廃止の差止め等を求め、広島地裁に地方独立行政法人認可取消等請求訴訟を提訴した。しかし、広島地裁の2014年7月16日判決（判例集未搭載）は、行政事件訴訟法上の要件がないとして、いわば門前払いに等しい判断を行い、住民らの請求を棄却した。控訴審判決、上告審決定でも棄却され、門前払いが確定することになった。憲法25条だけでは、国民の医療を受ける権利が保障されないことがあきらかになった。諸外国で、そのため、患者の権利法が制定されている。日本との大きな差である。

ハンセン病問題検証会議の再発防止提言を受けて、再発防止検討会（内田：座長代理）が設置され、第1回会議が、平成18年3月29日に開催された。再発防止検討会は、平成22年3月5日に開催された検討会において、患者の権利を中核とする「医療の基本法」を法制化すべきこと、疾病を理由とする差別偏見の解消に取り組む国・自治体の機関・組織を設置すべきことなどを内容とする報告書（内田：起草委員長）をまとめ、国に提出した。

これが契機になって、日本医師会「医事法関係検討委員会」も、平成24年3月付で、「医療基本法」の制定に向けた具体的提言」を答申し、答申の中で「医療基本法草案」も示した。爾後、各界で、患者の権利を中核とする医療基本法の検討、草案作りが進むことになった。超党派の国会議員で組織する「医療基本法の制定にむけた議員連盟」も設立された。設立総会は、2019年2月6日に開催された。法案作りに向けた検討が重ねられている。

しかし、せっかく制定されたとしても、その医療基本法を宝の持ち腐れにしないためには、医療従事者及び患者がともにこの法の趣旨をよく理解し、法で規定された権利・権限と責務を履行することが必要になる。教育啓発の果たす役割は大きい。現状は極めて不十分である。多くの国民・市民は、医療基本法を制定する動きがあることすらも知らない。マスメディアも報道していない。大きな課題である。

## 略 歴

1946年大阪府生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。専門は刑事法学（人権）、近代刑法史研究。ハンセン病市民学会共同代表。ハンセン病問題に関する検証会議副座長を務めた。厚生労働省第三者機関「ハンセン病問題に関する検証会議」副座長（2002-2005年）、同「ハンセン病問題検証会議の提言に基づく再発防止検討会」座長代理（2006-2020年）、全国人権擁護委員連合会会長（2013年から現在）、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員長（2015年から現在）、全国精神医療審査会連絡協議会理事（2017年から現在）、福岡県人権施策推進懇話会会長（2018年から現在）などを務める。ハンセン病患者の権利擁護を中心とする医療基本法や差別禁止法の法制化の問題のほか、子どもの権利問題にも取り組んでいる。

主な単著に『ハンセン病検証会議の記録』（明石書店）、『感染症と人権』（解放出版社）、『医事法と患者・医療従事者の権利』（みすず書房）など多数。